

外国人介護職員受入れの仕組みと必要な準備・支援

※このほか、日本人とほとんど同じように働くことができる「永住者」などの在留資格をもつ外国人を受け入れる方法もあります。

どんな人を受け入れることができる？

日本語能力の目安は？

ずっと働いてもらえる？

法人・事業所の要件は？

受入れに必要な対応は？

受入調整機関等の支援は？

<p>特定活動 (EPA)</p>	<p>EPA (経済連携協定) に基づく外国人介護福祉士候補者</p>	<p>介護福祉士の資格無 (ただし、資格取得が目的) 母国の看護系学校の卒業生 or 母国政府より介護士に認定</p>	<p>大多数は就労開始時点で (訪日後日本語研修修了時まで) N3 程度 入国時の要件は 尼：N4 程度 比：N5 程度 越：N3</p>	<p>資格取得後は永続的な就労可能 一定の期間中に資格取得できない場合は帰国 (ただし、一定の条件で「特定技能」に移行可能) ※2</p>	<p>介護保険3施設 (介護保険関係: 定員30名以上)、認知症グループホーム、特定施設、通所介護、通所リ、認知症デイ、ショートステイ等 訪問系サービス不可 (資格取得後は、一定の条件を満たす事業所では可)</p>	<p>介護福祉士国家試験に合格するための研修とその支援体制の整備</p>	<p>JICWELS による受入れ調整・支援</p>
<p>介護</p>	<p>① 介護福祉士養成校の卒業生 (養成校ルート) ② 他の在留資格からの移行者 (実務経験ルート)</p>	<p>介護福祉士の資格有 ※1</p> <p>介護福祉士の資格有</p>	<p>一部の養成校の留学生の入学要件は N2 程度 個人による</p>	<p>永続的な就労可能</p> <p>永続的な就労可能</p>	<p>制限なし</p> <p>制限なし</p>	<p>日本語学校、介護福祉士養成校との連携が必要</p> <p>「介護」移行に向け、介護福祉士国家試験に合格するための学習支援体制の整備</p>	<p>なし (法人・事業所の自主的な取り組みが必要)</p> <p>なし (法人・事業所の自主的な取り組みが必要)</p>
<p>技能実習</p>	<p>技能実習制度を活用した外国人 (技能実習生)</p>	<p>介護福祉士の資格無 送出国で同種の業務経験あり 実務要件等を満たせば、介護福祉士国家試験受験可能</p>	<p>入国時の要件は N4 程度 (入国1年後には N3 程度が要件。ただし、日本語学習のための一定要件を満たす場合、N4 でも当分の間は在留可能)</p>	<p>最長5年 介護福祉士国家資格を取得すれば、在留資格を「介護」に変更し、永続的な就労可能 3年目まで修了すれば「特定技能」に必要な試験を免除</p>	<p>「介護」の業務が現に行われている事業所 (介護福祉士国家試験の実務経験対象施設) 訪問系サービスは不可 設立後3年を経過した事業所</p>	<p>(制度本体の要件に加えて) 技能実習生5名につき1名以上の技能実習指導員を配置。(うち1名以上は介護福祉士等) 入国時の講習 (専門用語や介護の基礎)</p>	<p>監理団体 による受入れ調整支援</p>
<p>特定技能</p>	<p>在留資格「特定技能1号」をもつ外国人</p>	<p>介護福祉士の資格無 介護技能評価試験・介護日本語評価試験合格 (国内外で実施) 実務要件等を満たせば、介護福祉士国家試験受験可能</p>	<p>入国時の要件は 国際交流基金日本語基礎テストの合格、または N4 以上の保持 + 介護の現場で働く上で必要な日本語能力</p>	<p>最長5年 介護福祉士国家資格を取得すれば、在留資格を「介護」に変更し、永続的な就労可能</p>	<p>「介護」の業務が現に行われている事業所 (介護福祉士国家試験の実務経験対象施設) 訪問系サービスは不可</p>	<p>特定技能協議会への入会手続き 1号特定技能外国人受入れの10の必須支援項目 (日本語学習の機会の提供、日本人との交流促進等)</p>	<p>登録支援機関 によるサポート</p>

※1：平成29-令和8年度までの介護福祉士養成校卒業生は、卒業5年以内に国家試験に合格するか、原則卒業後5年間連続して実務に従事すれば (育児休業等を取得した場合、その分を合算した期間内に5年間あればよい)、介護福祉士の資格を保持できる。

※2：4年間 EPA 介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事した者 (直近の介護福祉士国家試験で合格基準点の5割以上、及びすべての試験科目で得点あり)、3年目まで修了した技能実習生は、「特定技能1号」に必要な試験が免除される。「特定技能1号」に移行することにより、さらに最長で5年間、引き続き就労できる。

外国人介護人材受入れの仕組み

EPA (経済連携協定)
(インドネシア・フィリピン
・ベトナム)

在留資格「介護」
(H29. 9 / 1 ~)

技能実習
(H29. 11 / 1 ~)

特定技能1号
(H31. 4 / 1 ~)

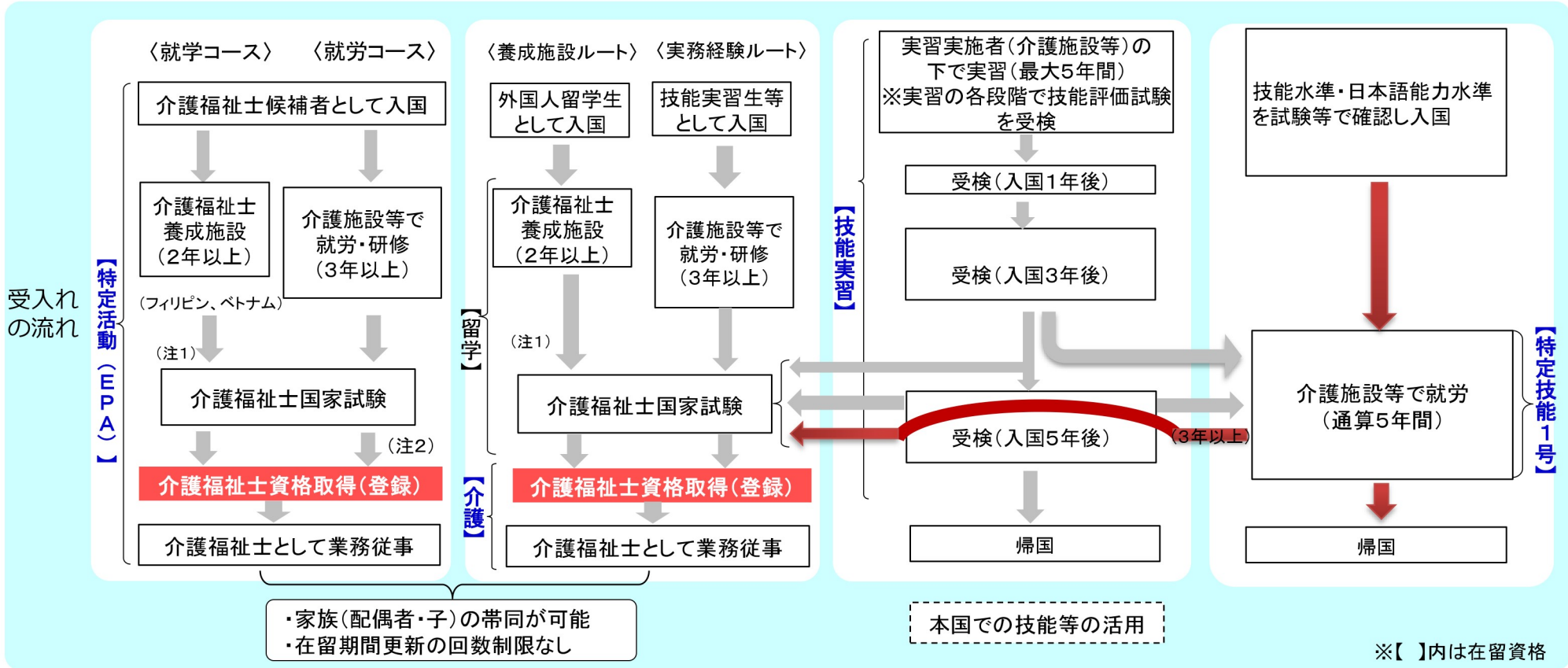
制度
趣旨

二国間の経済連携の強化

専門的・技術的分野の
外国人の受入れ

本国への技能移転

人手不足対応のための一定の専門
性・技能を有する外国人の受入れ



(注1)平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、令和8年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

(注2)4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められる者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。